

令和8年度
野川連絡送電線及び木地山配電線
点検路整備業務委託

仕様書

山形県企業局

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1 適用

- (1) 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き受注者の責任において履行するものとする。
- (2) 全ての設計図書は相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、質問回答書、仕様書、図面の順序とし、これにより難しい場合はその都度監督職員と協議して決定するものとする。

2 業務委託名

令和8年度 野川連絡送電線及び木地山配電線点検路整備業務委託

3 業務委託概要

本業務は野川連絡送電線及び木地山配電線の各鉄塔への点検路及び鉄塔基礎部を巡回して状況の確認を行い、その結果により必要な場所の草刈り、倒木処理、ロープ張り、巡視路ステップの整備及び蜂の巣除去を行うものである。

4 履行場所

山形県長井市寺泉地内外

5 履行期限

令和8年11月27日（金）まで

6 業務委託範囲

本仕様書は、業務の概要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

7 法令等の遵守

業務の施行にあたり、受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

8 疑義の解釈

- (1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、発注者の解釈による。
- (2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務施行

1 作業用資材

業務施行上必要な資材、工具、消耗品等は、全て受注者にて準備しなければならない。

ただし、巡視路整備に必要なステップ補修用アンカー、ロープ、蜂駆除スプレーは別途支給する。

2 作業計画書

受注者は、契約後速やかに、業務実施に必要な作業計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合、次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 現場組織表
- (3) 実施工程表
- (4) 施行方法
- (5) 緊急時の体制
- (6) 安全管理
- (7) その他

第3節 現場における注意事項

1 事故防止

- (1) 受注者は、常に業務の安全に留意して作業を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務施行中、流水及び交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。
- (3) 業務箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、業務施行に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議のうえ、必要な処置をしなければならない。
- (4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。
- (5) 作業現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に、適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標識をし、夜間は適当な照明を施さなければならない。
- (6) 豪雨、出水その他天災に対しては、平素から天気予報等について十分注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかななければならない。

2 安全管理

受注者は、作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 作業責任者は作業中の作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し作業を安全に遂行すること。
- (2) 作業責任者は、作業の前日までに作業の時間、手順、作業範囲、接地箇所、危険防止措置など具体的事項について監督職員と打ち合わせること。
- (3) 作業員には作業に適した被服、防護具を着用させ、危険の防止を図ること。

3 整理・整頓

受注者は、業務施行中、交通及び保安上の支障とならないよう資材、工具等を使用の

つど整理・整頓しておかなければならない。

4 既設備損傷時の修復

業務施行中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、監督職員に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。

第4節 提出書類

1 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を監督職員に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び監督職員の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

2 品目、様式、提出期限及び部数

No	品目	様式	提出期限	部数
1	作業責任者届	A4	契約後速やかに	1
2	作業計画書	〃	〃	1
3	作業員名簿	任意	〃	1
4	業務報告書	A4	完了後速やかに	1
5	業務写真	〃	〃	1
6	業務完了報告書	〃	〃	2
7	打合せ議事録	〃	打合後5日以内	2
8	その他必要な書類	〃		

第2章 委託内容

第1節 整備対象物件

野川連絡送電線

- 1 野川連絡送電線点検路 4, 173 m
- 2 鉄塔基礎部 17基分

各点検路延長（別添図面参照）

自	至	距離 (m)	備考
	道路 → No. 3	105	
	道路 → No. 4	20	
	道路 → No. 5	350	
No. 5	→ No. 6	475	
No. 6	→ No. 7	280	
	道路 → No. 8	325	
No. 10	→ No. 9	285	
No. 11	→ No. 10	300	
	道路 → No. 11	245	
No. 13	→ No. 12	271	
	道路 → No. 13	54	ステップ441段
	道路 → No. 14	202	ステップ179段
	道路 → No. 15	397	ステップ142段
No. 15	→ No. 16	205	ステップ38段
No. 16	→ No. 17	195	
No. 17	→ No. 18	175	
No. 18	→ No. 19	166	ステップ8段
No. 19	→ 合地沢湖面広場	123	ステップ136段
延長計		4, 173	

木地山配電線

- 1 木地山配電線点検路 32 m
- 2 鉄塔基礎部 2基分

各点検路延長（別添図面参照）

	道路 → No. 42	32	
	木地山ダム管理所 → No. 43	0	施設近隣
延長計		32	

第2節 整備内容

1 安全歩行のための整備

整備対象物件について2回/年、下記のとおり整備を実施すること。なお実施時期について、4～5月、6～7月を想定しているが、詳細は打合せにより決定する。

斜面部分においては、路面を踏み固めるなどして通行の安全確保をはかること。

巡視路ステップの軽微な抜け・倒れがあった場合、再度打ち込み直して整備すること。

倒木により歩行困難な場合は倒木の除去を行い、点検路整備を行うこと。

特に作業困難な斜面部分については、ロープ張りを実施し安全を確保すること。

蜂の巣があった場合、除去を行うこと。

総延長：約4, 205m

2 除草

整備対象物件について1回/年、下記のとおり除草し、2回目の安全歩行のための整備と合わせて実施すること。なお実施時期について、6～7月を想定しているが、詳細は打合せにより決定する。

各送配電線点検路及び各鉄塔基礎部の雑草を刈って足場を確保すること。

作業には造林鎌、鉋等を用いることとし、エンジン式草刈り機は使用しないこと。

除草範囲は次のとおりとする。

・野川連絡送電線

点検路	幅1. 1m程度
鉄塔周辺	5m×5m程度
想定面積	約4, 581m ²

・木地山配電線

点検路	幅1. 1m程度
鉄塔周辺	3m×3m程度
想定面積	約50m ²

3 風水災害により被災した場合の緊急対応

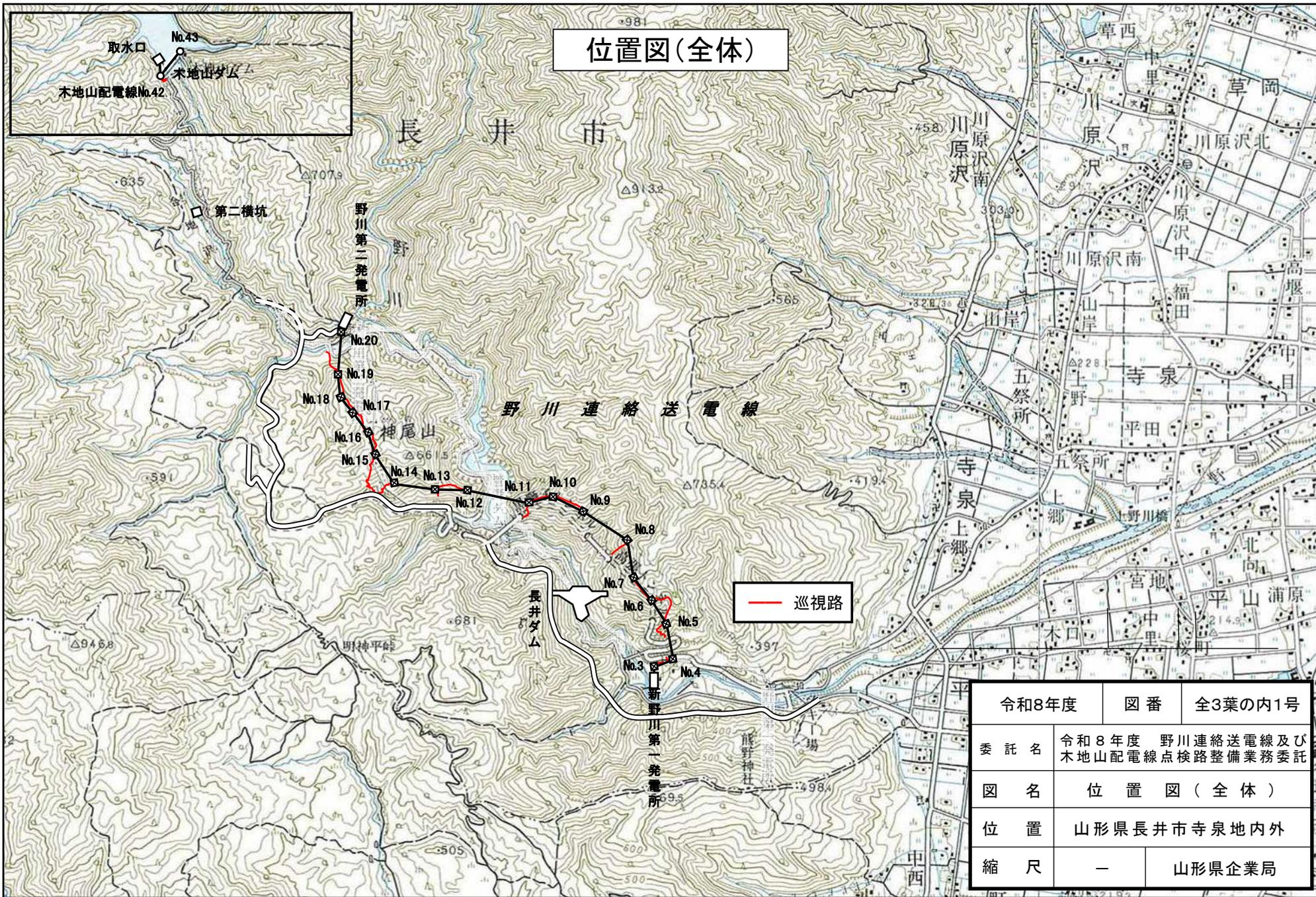
風水災害による送電線事故が発生し、急峻な斜面にある点検路も損傷した場合、緊急対応として発注者の指示により点検路整備を実施すること。なお、緊急対応により点検路整備した費用については、双方協議のうえ、決定する。

4 作業についての連絡調整

作業について随時、監督職員と連絡調整を図るものとする。

5 その他

栗や山菜その他敷地内に生息する動植物を採取してはならない。



位置図(全体)

— 巡視路

令和8年度	図番	全3葉の内1号
委託名	令和8年度 野川連絡送電線及び木地山配電線点検整備業務委託	
図名	位置図(全体)	
位置	山形県長井市寺泉地内外	
縮尺	—	山形県企業局

野川連絡送電線位置図
(No.12～合地沢湖面広場)



— 巡視路
⊠ 鉄塔

No.19～合地沢湖面広場間の区間整備を行うこと。

巡視路ステップ 段数	登り口～No.13	登り口～No.14	登り口～No.15	No. 15～16	No. 16～17	No. 17～18	No.18～19	No.19～分岐	合計
	441	179	142	38	0	0	8	136	944

令和8年度	図番	全3葉の内2号
委託名	令和8年度 野川連絡送電線及び木地山配電線点検路整備業務委託	
図名	位置図(No.12～合地沢湖面広場)	
位置	山形県長井市寺泉地内外	
縮尺	—	山形県企業局

野川連絡送電線位置図(No.3~11)



— 巡視路
⊠ 鉄塔

木地山配電線位置図(No.42、43)



令和8年度	図番	全3葉の内3号
委託名	令和8年度 野川連絡送電線及び木地山配電線点検路整備業務委託	
図名	位置図(No.3~11、No42、43)	
位置	山形県長井市寺泉地内外	
縮尺	—	山形県企業局